

## 藤沢市情報共有システム試行要領【土木工事】(案)

### (目的)

第1条 本要領は、藤沢市が発注する工事等において、受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、情報共有システムを活用するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

#### (1) 情報共有システム

土木工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

#### (2) 遠隔臨場

動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影した映像と音声を利用し「段階確認」「材料確認」「立会」等を行うもの。遠隔臨場を行うにあたり利用するシステムは、情報共有システムと連携したシステムを前提とする。

#### (3) 受注者

発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

#### (4) 発注者

受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督職員(総括監督員、主任監督員、監督員)を主にいう。なお、検査員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

#### (5) 工事帳票

神奈川県土木工事共通仕様書（神奈川県県土整備局）で定義する書面をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、情報共有システムによる工事帳票の「発議・提出・受理」などの処理については、工事施工中において工事帳票の変更履歴を記録することにより、「書面」として有効であり紙と同等の原本性を担保できるものとして扱う。

#### （対象工事）

第3条 藤沢市発注の工事（土木工事）を対象とする。

2 情報共有システムの活用は、発注者の指定により実施する「発注者指定型」とする。ただし、受注者からの希望により情報共有システムのみを実施する場合は、活用を妨げないものとする。

#### （システム機能要件）

第4条 本要領において使用できる情報共有システムは、次に掲げる要件を満たすものから受発注者で協議のうえ決定する。

（1）「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（国土交通省）（工事請負契約時の最新版）」のうち、次の各号に掲げる条件を必須要件とする（国土交通省 HP「情報共有システム提供者機能要件対応状況一覧表」参照）。

ア 発議書類作成機能

イ ワークフロー機能

ウ 書類管理機能

共有書類管理機能、発議書類管理機能、未発議書類管理機能

エ 工事書類等出力・保管支援機能

（2）工事完了の翌月末までデータのダウンロードが可能なもの。

(情報共有システム利用に係る手続)

第5条 情報共有システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続は、受注者が行うものとする。受注者及び発注者は、システム提供者からID及びパスワードを取得するものとする。

(情報共有システム利用に係る費用)

第6条 情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)は、共通仮設費の技術管理費に含まれる。

2 ネットワーク環境、PC及び周辺機器については、受注者、発注者双方で用意することを原則とする。ただし、選定したシステムの条件により、発注者が使用しているネットワーク環境、PC及び周辺機器が利用できない場合は、受注者が用意するものとする。

(対象工事帳票)

第7条 情報共有システムの対象とする工事帳票は、工事打合せ簿とする。また、工事打合せ簿以外の工事帳票についても、受発注者間の協議により、工事打合せ簿に添付し提出できるものとする。

(対象工事帳票の決裁)

第8条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

(遠隔臨場)

第9条 情報共有システムを活用した遠隔臨場を行えるものとする。遠隔臨場の実施については、別に遠隔臨場の試行要領のとおりとする。

(工事検査)

第10条 情報共有システムで処理した工事帳票等は電子データを利用した検査を原則とする。

(データ保管)

第11条 工事完了検査の終了後、受注者は情報共有システム内の電子データを速やかに保存し発注者へ提出するとともに、適切に保管すること。

(利用上の注意)

第12条 情報共有システムの利用にあたり、以下のことに注意すること。

(1) ID 及びパスワードの管理並びに操作端末の管理を徹底し、情報漏洩防止を図ること。また、受注者は情報漏洩が発生した場合又はその疑いがある場合、速やかに発注者へ報告すること。

(2) システムで推奨されている環境(通信速度、CPU、容量等)が整っていることを事前に確認すること。

(その他)

第13条 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者間の協議により決定する。

附則

本要領は、令和6年9月30日から適用する。